

令和元年 第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火)
午前10時00分から午前10時36分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (37人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行
9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美
13番 新田 孝 14番 曲 美樹 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
推進委員 20番 高野 勉 22番 小林和夫 23番 沼本通明 24番 錦 保
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 松下清治 28番 太安隆文
29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹 33番 三村訓弘
34番 山本明彦 35番 中芝通雄 36番 池田琢璽 38番 各務和裕
40番 黒田勝美 41番 有富正博 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (9人)
農業委員 15番 武村一夫
推進委員 21番 平 義男 32番 池田 薫 37番 澤本基兄 39番 白石寛志
42番 槇橋一夫 43番 入澤靖昭 44番 小林太郎 45番 筒井一行
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第43号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 報告第21号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第7 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 金崎正一 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 藤元香
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

主 幹

皆さんおはようございます。総会の前に失礼いたします。

初めに、真庭市人事異動についてご報告いたします。

産業観光部農業振興課課長佐藤敏明のほうで、以前からの体調不良によりまして、令和元年8月31日付で退職いたしました。本来ならば、退職前に皆様にご挨拶申し上げるのが本意ではございますが、会長を初め、農業委員、推進委員の皆様には在職中、真庭市の農業振興に係る活動等、多大なるご協力とご支援を賜り、心より感謝申し上げたいと申しておりました。志半ばでの退職となりましたが、今後は療養に努めるということであります。

佐藤課長の退職に伴い、令和元年9月1日付で産業観光部長の新田直人が農業振興課長と兼務となります。また、農業委員会事務局長は金崎総括参事となり、令和元年9月1日付で辞令交付をしておりますので、あわせてご報告させていただきます。

事務局長

よろしく申し上げます。

主 幹

次に、本日の紹介議案の差しかえをお願いいたします。

1ページの議案第40号の番号4につきまして、取得予定の農地までの距離について、配付させていただいている資料では0.5kmと記載しておりましたが、再確認したところ、1.5kmの誤りでしたので、訂正した資料を配付しております。お手数ですが、差しかえをお願いいたします。

続きまして、先月からお願いしております利用状況調査についてですが、皆様本当に暑い中、大変お忙しい中調査にご協力いただきまして本当にありがとうございます。調査が完了された方から随時報告を受けている状況です。担当地区内で確認が困難な場所などがありましたら、事務局のほうで可能な限り現地確認のほうを対応させていただきますので、可能な限り早目にご報告いただければと思います。確認していただいた活動記録につきましても、活動時間などの記録をとっていただき、あわせて提出をお願いしたいと思います。

もう一つ、10月1日火曜日に開催される令和元年度農業委員、農地利用最適化推進委員の研修会ですが、現在9月6日までの出欠の取りまとめで、参加予定としては18名となりました。農業委員の方9名と、推進委員の方9名で、バスの乗車につきましては13名となります。バスの乗降時間につきましては、今業者のほうを決定する事務を進めておるところであります。また、決定後に時間等のお知らせはご案内させていただこうと思います。予定では、昨年度同様に湯原振興局から出発するという予定としております。ま

た、道中長いので、昨年と同じように、済いません、昼食等は事務局のほうで用意できないので、各自で対応していただきたいと思います。ご迷惑をかけますけど、よろしく願いいたします。

最後に、本日総会終了後に「豊かな大地」の編集委員会のほうも予定させていただいております。委員の方は、総会終了後もうしばらく時間をいただいて、編集委員会のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

事務局からのほうは以上です。

事務局長 それでは、皆さん改めましておはようございます。

冒頭、事務局のほうからもお話をさせていただきましたが、佐藤課長が退職ということで、実は私たちも盆前にその事実を知ったということで、なかなか事後報告になってしまったことをおわびいたします。

それでは、ただいまから令和元年9月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。

非常に残暑のほうが厳しいのが続いております。湿度が非常に高いので、体力が非常に消耗するような毎日だということでございます。きのうは、台風15号が関東のほうへ上陸いたしまして、大きな被害を与えたところでございます。先日は、新見のほうでも大雨が降りまして、かなり被害が出たということで、今の時期何が起こるかわからないような状態が続いております。今後、台風シーズンが続きますので、しっかりと気をつけていきたいというふうに思っております。農作業のほうも、刈り取りの時期を迎えておりますけど、非常に天候不安定、そういう状態が続いておりまして、刈り取りのほうもおくれているのではないかというふうに思います。これから実りの秋ということで、非常に忙しい時期でございます。どうぞ皆さん頑張ってやっていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどにもありましたように、佐藤前課長、事務局長が退職ということで、やめられたわけございまして、佐藤さんは農政畑をずっと歩いてこられた方ということで、真庭市の農業、農政につきまして非常に詳しい見識を持っておられるというふうに思います。農水省に3年行っておられまして、それから帰って頑張るという決意でおられたと思いますけど、闘病しながらの仕事ということで、非常に体力面も消耗したのではなからうかというふうに思います。ここでしっかりと療養、休んでいただいて、また元気になっていろんな面で活躍していただけるというふうに私たちも思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、9月の総会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局長 それでは、本日の欠席委員は1名で、15番委員よりその旨通告をいただいております。

よりまして、ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、9月総会は成立しておりますことを報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、17番委員、18番委員を指名いたします。

日程2、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は5件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆193㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、20番推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 20番担当委員です。

議案番号1について、9月4日に譲受人と現地のほうへ行って確認調査を行いました。譲渡人は東京都在住で、電話で話を聞き確認いたしました。

権利移転についての事由の詳細ですが、譲渡人、譲受人は本家、分家の関係で、譲渡人は東京都在住で、実家を継いで維持管理していた義理の兄が昨年亡くなり、譲受人が家屋、土地を管理、耕作する話がまとまり、譲受人が申

請地を取得するものです。

譲受人及び世帯員の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家で、両親と3人家族です。申請農地については、自宅すぐ横で、家庭菜園として自家用野菜等を栽培し、耕作するとのこと。何ら問題ないと思います。その他指摘事項はありません。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、耕作不便によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆253㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号2番につきまして、8月31日に譲受人と現地確認を行いました。権利移転の詳細ですが、譲受人の父のころから約25年間申請地を耕作してきました。現在、譲渡人の実家の家には誰も住んでいないので、耕作することが不便なため、譲受人に話をしたところ、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

譲受人の耕作の状況ですが、譲受人はアルバイトをしながら農業に奥さんとお父さんと3人で従事しております。ほとんどが自家消費で、豆などは四方一に出荷されています。農機具は、トラクター、管理機、トップカーなどで、取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘等はございません。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号3でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆198㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、31番推進委員、どうぞ。

担当推進委員 推進委員31番です。

審議番号3について、8月31日に譲受人立ち会いのもとに現地調査を行い

ました。

権利移転する事由の詳細についてですが、譲受人は勝山地内に居住していますが、申請地の北側は譲受人の実家の宅地に隣接しており、以前から譲ってもらうよう交渉をしていました。譲受人が農地を相続し、新しく所有者に変わってからは、シルバー人材センターに草刈り等管理を委託していたので、不動産業者に売買の話を依頼したところ、売買することで話がまとまったものです。

譲受人の耕作状況等についてですが、譲受人は3人世帯で、譲受人が主に農業に従事しており、妻が補助しているところです。貸付地はなく、譲受人が耕作しております。農機具は、トラクター、耕運機、管理機等を所有しており、譲受地についても引き続き菜園場として耕作されるものと思われます。以上のおり、耕作状況及び従事日数等について問題ないものと思われるので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号4でございますが、勝山の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑2筆334㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 はい、議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

議案番号4につきまして、8月30日に譲受人が都合が悪く、代理人の行政書士の方と推進委員とで現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人は長年にわたり申請地で耕作を行っていましたが、高齢による労力不足ということで、みずから耕作することが困難なため、譲受人に贈与する話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は妻と2人暮らしで、兼業農家であり、現在所有している農地は全て耕作を行っております。また、申請地取得後も、必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農

地、畑3筆42, 287㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、41番推進委員、どうぞ。

担当推進委員 41番推進委員です。

議案番号5について、8月31日に担当農業委員さんと2人で、譲受人に立会いただき、現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細ですけれど、譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は、芝づくりの専業農家で、長年にわたり申請地で農作業を行ってこられました。高齢になり農作業ができないため、譲受人が申請地を取得するものです。

譲受人の耕作状況ですけれど、譲受人は譲渡人と2人で暮らしておられます。譲受人は、専門学校卒業後約30年、譲渡人と一緒に芝の生産をしてこられました。申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われまので、よろしくをお願いいたします。その他の指摘事項はありません。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はございませんか。1番委員、どうぞ。

1番委員 1番です。

番号5ですけど、今親子で2人住んでおられるように言われたんですけど、これは3人に、これはなっとります。

議長 はい。

主事 失礼いたします。申請書によりますと、XXXXXXXXXX、渡し人さんと受け人と、もう一人お兄様のほうが書かれておりますので、3名と書かせていただいておりますが。

1番委員 今の報告は2人と。

主事 一緒の世帯員として書いていただくようにはなっとるんで、申請書のほうには3名となっております。お兄さんのほうも、従事日数200日されとるといことなので、3名さんなのかなと思うんですけれども。

17番委員 お兄さんは別棟で生活されてて、本人はお父様と2人でというような言い方をされて、その当日はそのような言い方をされたんです。

17番委員 だから、別棟だから多分その本人さんも2人というような言い方をされたん
かもしれないですけども。

主 幹 おじいさんも、農業にはまだ頑張って従事されとるわけですか。

17番委員 大してしてない……。

担当推進委員 手伝い程度で、ほとんどされてないみたいです。年齢が92歳。

主 幹 じゃけえ、専従者が2で、補助者が1にせんといけんのんだな。申請書はそ
う書いてあるけど、今の調査報告だと、多分手伝い程度だったら。200日
ぐらいおじいちゃんされようりますので、150日以上。

1番委員 それじゃったら引かにやいけん。

主 幹 ですよ。訂正させてもらおうか、じゃあ。

主 事 すいません。

主 幹 専従者が2で、補助者が1。今の調査報告の内容から。

議 長 それでは、専従者2で、補助者1ということで、また事務局のほうから確か
めておいてください。

主 幹 はい。

議 長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません
か。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につい
ては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書
の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局長 議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日
審議していただく案件は1件でございます。

番号1でございます。

申請人（勝山）は、現在の住居が山林と河川の間に位置し、床下浸水や倒木

の被害を受けたことがあります。災害時にこうした浸水や土砂災害の危険性が高いことから、住居移転のため、申請地、畑1筆397㎡を造成し、居宅1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は、26%となります。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、36番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、36番推進委員。

担当推進委員 36番でございます。

議案番号1番について、8月30日に申請人立ち会いのもと現地確認を行いました。

転用しようとする事由についてですが、申請人の自宅新築のためです。現在の自宅は、川のすぐ横ということで、今年の豪雨で大変危険な思いをしたということがございまして、少し高台となる申請地に計画いたしました。申請人の自宅から東へ約70mほど離れたところでございますが、周辺の状況としまして、東側が畑、西側が畑、南側が空き地、そして北側が畑というような状況の中ではありますが、申請地は斜面であり、裏側の畑も一段高いところになっており、周辺農地への影響についても問題ないというように思われますので、よろしくお願いいたします。その他の項目はありません。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。
- 主幹 はい、議長。
- 議長 はい、事務局。
- 主幹 議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。
本日審議していただく案件は1件となっております。
3ページをお開きください。
番号1でございます。
申請人、譲受人（市内法人、久世）は、宅建業を営んでおり、他の有効活用を図る目的で、平成30年2月総会で許可を受け、分譲宅地10区画の整備を行いました。このたび、同様の理由により、整備済みの分譲地に隣接する申請地、田1筆515㎡を、譲渡人（市内、3名）から譲り受け、分譲地2区画を整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引の用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 担当推進委員 はい、議長。
- 議長 はい、31番推進委員。
- 担当推進委員 推進委員31番です。
議案番号1について報告いたします。
8月31日に譲受人立ち会いのもとに現地調査を行いました。
転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人は母親と子供、夫婦3名の共有地ですが、母は高齢で体調不良ため耕作は無理で、子供夫婦は耕作の意志がないので、譲受人である不動産事業者に相談して、このたび売買の話がまとまったものです。申請地の位置等についてですが、申請地は■■■■から東へ約60mほど離れた場所にあります。周囲の状況は、東側は田、西側は田、南側はJRの線路、北側は宅地で、周辺の農地への影響はな

いものと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第43号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 事

議案第43号について、4ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和元年9月10日付で公告の予定でございます。

本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全29筆あります。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第43号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第43号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、報告第21号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程7、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 6ページをお開きください。

報告第21号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は北房です。畑1筆1, 573㎡のうち80㎡を鉄骨平家倉庫にするものです。

1ページお進みください。

報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、借借人、貸貸人、ともに勝山です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 日程6、報告第21号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程7、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 事務局のほうから。
主 幹 失礼します。ありがとうございました。
総会終了後の編集委員会ですが、済いません、10時45分からでもよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

主 幹 ありがとうございます。
すいません、その前に、会長、職務代理者、落合地区の農業委員さん、推進委員さんでご出席いただいている方、少し報告案件がありますので、総会終了後に前のほうにお集まりいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして9月総会を閉会したいというふうに思います。
次回10月総会は、10月10日木曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。

(午前10時36分 閉会)